

神戸地区支え合いネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この会は、神戸地区支え合いネットワーク協議会という。
(以下「会」という。)

(目的)

第2条 この会は、神戸地区内における社会福祉事業の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、神戸地区内の高齢者や障がい者、子どもたちが住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう関係団体等が連携し、次の事業を行う。

- (1) 構成団体等の相互の連携及び情報の収集交換に関すること
- (2) 支え合い体制の在り方に関すること
- (3) 支え合い体制の構築に関すること
- (4) 支え合い体制の普及推進に関すること
- (5) ふれあい・いきいきサロンの支援に関すること
- (6) 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会の事業への協力に関すること
- (7) その他この会の目的達成のため必要な事業に関すること

(組織)

第4条 この会は、次に定める団体及び協力団体等をもって組織する。

神戸地区住民自治協議会

自治会

民生委員児童委員

主任児童委員

福祉協力委員

保護司

神戸地区老人クラブ

神戸更生保護女性の会

ふれあい・いきいきサロン

伊賀市障がい者福祉連盟

福祉サービス事業者

神戸保育所 (協力団体)

神戸駐在所 (協力団体)

神戸地区市民センター

伊賀市社会福祉協議会 (協力団体)

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名

2. 役員は、総会において選出する。

3. 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代行する
- (3) 書記は、庶務及び会務記録を行う。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。
- (5) 事務局長は、担当業務の処理にあたる。
- (6) 監事は、会計について監査する。

4. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. この会に顧問を置くことができる。顧問は必要に応じて会長が委嘱する。

(会議)

第6条 この会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 地 域 会 議
- (4) 作 業 部 会
- (5) 神戸地区交流の館「北斗の館」運営委員会

2. 総会は、この会を組織する団体等をもって構成し、会長が招集する。

(1) 総会は毎年1回開催する。但し特に必要ある場合は臨時に開催することができる。

(2) 会長が議長を務める。

(3) 総会は次の事項を審議する

- ① 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
- ② 地区支え合い体制の計画に関すること。
- ③ 役員の選出に関すること

3. 役員会は、会長・副会長・書記・会計・事務局長をもって構成し、会の運営執行について審議し、会長が招集する。

4. 地域会議は、地区毎に設置し、各地区の個別の課題について協議する。
5. 会長は、この会の事業推進において専門的に協議が必要と認めた時は、作業部会を設置することができる。作業部会の構成員は、会長が委嘱する。
6. 神戸地区交流の館「北斗の館」運営委員会は、「かんべ陽だまりカフェ」や「かんべいきいき市」などの事業活動について、協議、推進を図るものとする。

(地域会議の構成員及び議長の選出)

第7条 前条の地域会議の構成員は、次の各号をもって組織する。

- (1) 区長、小場長
- (2) 民生委員児童委員、福祉協力員
- (3) ふれあい・いきいきサロン代表者
- (4) その他各地区で必要と認める者

2. 地域会議の議長は、構成員の互選をもって決定する。

(経費)

第8条 この会の経費は、神戸地区住民自治協議会等からの補助金、助成金、寄付金等を以てこれにあてる。

(特別会計)

第9条 この会の経理は、一般会計のほか必要に応じ特別会計を設け、処理することができる。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日の始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報)

第11条 この会を構成する関係団体等は、活動により知り得た情報を漏らしてはならない。また、構成団体の構成から離れた後も同様とする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この規約は、平成14年4月22日より実施する。

この規約は、平成23年7月21日より実施する。

この規約は、平成25年7月25日より実施する。

この規約は、平成28年5月31日より実施する。

この規約は、令和4年4月1日より実施する。

この規約は、令和5年5月19日より実施する。